

落札後の注意事項（動産）

1 危険負担

買受代金を納付した時点で落札者に移転します。

したがって、その後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うことになります。

2 瑕疵（かし）担保責任

三原市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。

3 引渡し条件

公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の現状（現況有姿）で引渡します。

4 返品・交換

落札された公売財産はいかなる理由があっても、返品・交換できません。

5 執行機関の引渡し義務

執行機関は動産を占有している場合は、執行機関が引渡し義務を負います。

「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合については、執行機関は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売財産の引渡しを行います。

落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受けてください。

当該保管人は現実の引渡しを拒否しても執行機関は現実の引渡しを行う義務を負いません。

6 保管費用

買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、保管費用がかかる場合があります。

7 落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合

買受代金が納付されるまでに公売財産にかかる差押徴収金（市税など）の完納の事実が証明された場合、財産を買い受けることができません。この場合納付された公売保証金は全額返還されます。

落札者が買受代金を納付する前に滞納者などから不服申し立てなどがあった場合、公売手続きは停止します。

手続きの停止中は、落札者は買い受けを辞退できます。この場合、公売保証金は全額返

還されます。